

稅務署印

## 贈与税の更正の請求書

(令和5年分以降用)

\_\_\_\_\_ 稅務署長

(前納税地\_\_\_\_\_ )  
〒

住 所 又 是  
所 在 地 \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

納 稅 地\_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名  
又は名称\_\_\_\_\_

### 個人番号又は法人番号

↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。

(法人等の場合)  
代表者等氏名

職業 電話番号

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

令和 年分 令和 年 月 日

2. 申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等次第とのおり

- ### 3 添付した書類

---

---

---

- #### 4. 更正の請求をする理由

---

---

---

- #### 5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

---

---

---

6. 還付を 受けよ うとす る銀行 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀 行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____

関与税理士					電話番号			
税務 整理 欄 署 理 事 會 會 員 登 記 簿	通信日付印年月日	(確認者)	整理簿	整理番号	名簿番号	番号確認	身元確認	確認書類
	令和年月日			.....	.....	.....	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他( )

## 書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかつて書きしてください。

- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。

- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求で  
きる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

(例) 令和〇〇年分贈与税申告書 令和〇〇年〇月〇日提出

- 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

(例) 贈与税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評  
価誤りがあった。

- 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至  
った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

- 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してく  
ださい。

預貯金口座への振込みを利用されると、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座  
に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してく  
ださい。

- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

- (3) 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してく  
ださい。

(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添  
付する必要があります。